

荒川区環境基本計画

(素案)

目次

第1章 新たな荒川区環境基本計画の策定にあたって	1
1. 策定の背景	2
2. 計画の基本的事項	2
第2章 環境先進都市の実現に向けて	5
1. 荒川区が目指す環境先進都市像	6
2. 基本目標	7
第3章 施策の方向性	11
1. 環境施策体系	12
2. 今後の環境施策の方向性	14
第4章 計画を推進するための仕組み	54

第1章

新たな荒川区環境基本計画の 策定にあたって

1. 策定の背景
2. 計画の基本的事項

第1章 新たな荒川区環境基本計画の策定にあたって

1. 策定の背景

荒川区環境基本計画は、区の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示す10年間の計画として位置付けたものであり、2008（平成20）年9月に策定しました。

その後、国は2012（平成24）年4月に第四次環境基本計画を策定し、低炭素・循環・自然共生の統合的達成、その基盤となる安全で快適な環境の確保の方向性を計画の中で示しました。

また、東京都においては、2016（平成28）年3月に新たな「東京都環境基本計画2016」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、「最高水準の都市環境の実現」、「サステナビリティ（持続可能性）」、「連携とリーダーシップ」を目標に掲げています。

2018年には、荒川区は、2008（平成20）年からの10年間の環境基本計画を踏襲しつつ、区の施策を環境という視点から改めて整理するとともに、社会の情勢の変化に対応するための新たな政策・施策の体系を示した新しい「環境基本計画」を策定し、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指します。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

- 本計画は、「荒川区環境基本条例」に定めた環境保全に関する基本理念の実現を目的とします。
- 区の基本構想に掲げる将来像「幸福実感都市あらかわ」を構成する六つの都市像の一つである「環境先進都市」の実現に向け、社会情勢の変化に対応するための環境の保全に関する基本的方向性を示します。

(2) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、荒川区全域とします。

(3)対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、荒川区環境基本条例第4条に示される範囲を基本とします。

具体的には、大気、水、動植物等の自然環境、騒音・振動、環境美化等の生活環境、廃棄物等の社会環境、地球温暖化、エネルギー等の地球環境となります。

【荒川区環境基本条例 第4条】

区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、効果的に実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関する事。
- (2) 資源の循環的な利用等に関する事。
- (3) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関する事。
- (4) 地球温暖化の防止及びヒートアイランド対策に関する事。
- (5) まちの環境美化、良好な都市環境の保全等に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事。

(4)計画の期間

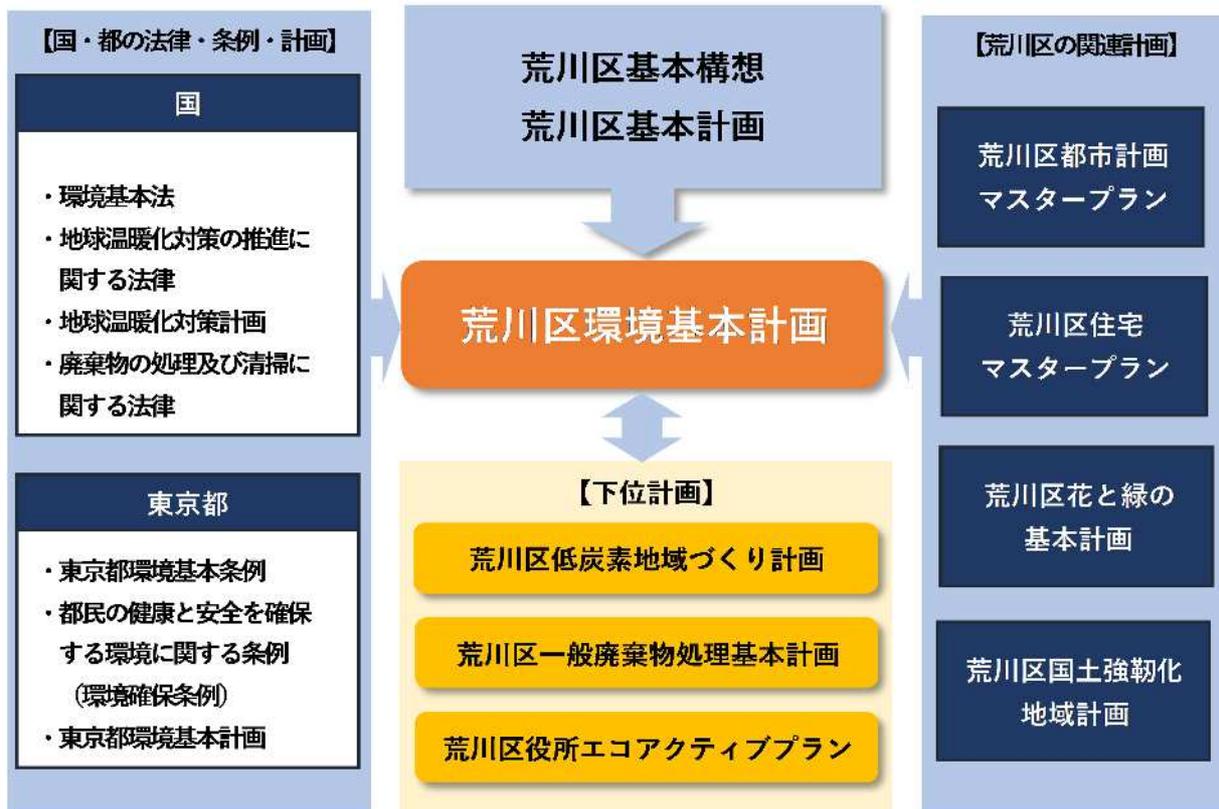
2018年度～2027年度までの10年間とします。



(5) 計画の位置付け

- 本計画は国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、荒川区環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「荒川区基本構想」及び「荒川区基本計画」に掲げる幸福実感都市あらかわの実現を、環境等の側面から担う計画となります。
- 環境に関する目標や方向において、環境基本計画の下位計画にあたる「荒川区低炭素地域づくり計画」や「荒川区一般廃棄物処理基本計画」等の計画と、本計画との整合を図ります。
- その他のまちづくり、防災等の分野を担う各個別計画とは相互に連携・整合を図ります。

【荒川区環境基本計画の位置付け】



第2章

環境先進都市の実現に向けて

1. 荒川区が目指す環境先進都市像
2. 基本目標

第2章 環境先進都市の実現に向けて

1. 荒川区が目指す環境先進都市像

環境基本計画では、環境先進都市をめざして、区民一人ひとりが主体的に良好な環境の創造と保全に取り組むために、目指す将来の環境先進都市像を次のとおり掲げます。

わが暮らしの将来を創る
一人ひとりが環境区民のまち あらかわ

荒川区は、早くから「環境先進都市」の実現を目指して数多くの取組を行ってきました。東日本大震災の発生により、国のエネルギー施策等も大きな変化がありましたが、区は柔軟に対応して、先駆的な省エネルギー施策を集中的に実施してきました。

最近では、地球温暖化が原因のひとつとなる世界的な気候変動が問題とされていますが、日々の暮らしの中では「地球環境」を自分の問題として捉えることはなかなか難しい現状となっています。

家庭や職場での省エネ対策、地域の資源回収、小さな緑の植栽、まちの清掃活動等、身近な環境への取組を日々積み重ねることが、自らが「環境」を守る主役であることを自覚し、地球の「環境問題」を自らの課題であると考え、きっかけとなります。そして、次世代を担う子どもやその親の世代が、環境問題を考えて主体的に環境行動を実践していくことは、10年後、20年後の将来に向けて、自分たちの暮らすまちの環境を守るためにとても重要なことです。

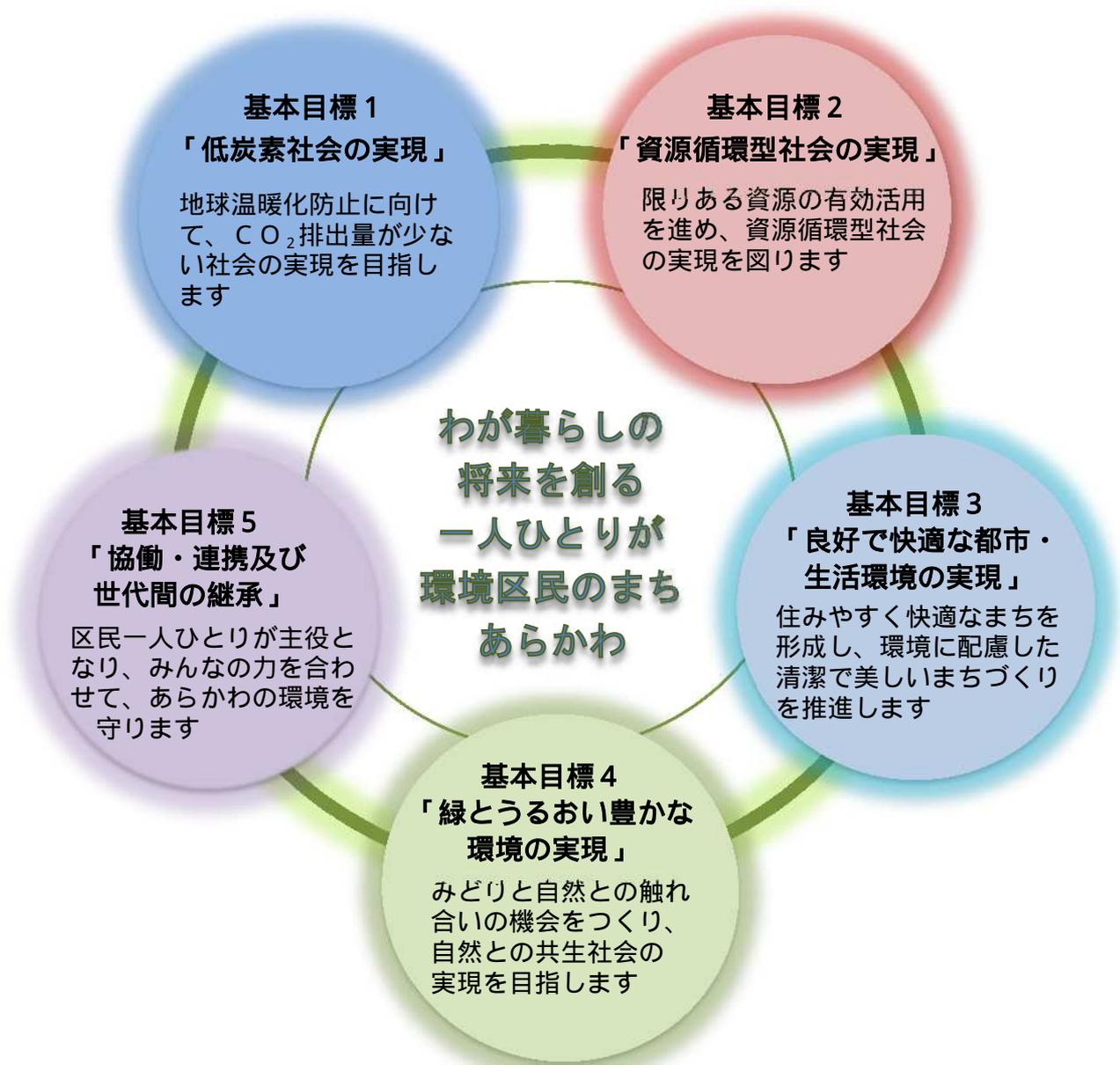
一人ひとりが、今できる取組からはじめよう！

小さな取組の源流が集まって大河となり、私たちのあらかわの環境を形づくっていきます。

この環境先進都市像は、現在の私たち一人ひとりが「環境区民」として、創る将来の「あらかわ」の姿です。

2. 基本目標

環境先進都市像を実現していくうえで、次の5つの基本目標を定めます。



基本目標 1 「低炭素社会の実現」

荒川区は、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（ CO_2 ）の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会に貢献していくために、区民、事業者及び区（行政）が一体となって、省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。

将来的な「水素社会の実現」も視野に入れながら、先進的な技術の啓発や普及促進を実施し、「まち」そのものの低炭素化を推進し、低炭素社会の実現を図ります。



基本目標 2 「資源循環型社会の実現」

荒川区は、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向けて、区の下町人情あふれるコミュニティを基盤としながら、区民、事業者及び区（行政）が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。

リデュース（発生抑制）とリユース（再利用）の2Rにより、家庭や事業所から排出されるごみの量を減らすとともに、リサイクル（再資源化）により、資源を循環させていく取組を推進し、持続可能な質の高い資源循環型社会の実現を図ります。



基本目標 3 「良好で快適な都市・生活環境の実現」

荒川区は、誰もが心地よく安全で安心して暮らすことのできるまちづくりのため、大気環境、水環境を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を実現します。

誰もが、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、区民、事業者及び区（行政）が協働して、清潔で美しい街づくりを推進し、良好な居住環境と良質な住宅を確保することにより、誰もが快適に暮らせる都市環境の実現を図ります。



基本目標 4 「緑とうるおい豊かな環境の実現」

荒川区は、自然とふれあい・学べる空間を創出することで、身近な生物から、いのちの大切さや多様な生物と共に暮らしていくことへの意識を高めます。

緑の保全活動を推進するとともに、区民一人ひとりが想いを持って作り育てる花や緑を地域の隅々まで広げ、日常生活の中で身近にうるおいのあるまちづくりを推進し、自然豊かな環境を実現します。



基本目標 5 「協働・連携及び世代間の継承」

区民・事業者・区（行政）が協働・連携して積極的に環境活動を行い、多くの環境活動の担い手が育つことで、地域が一体となって環境保全に向けた行動を実践していきます。

荒川区は、あらゆる世代が環境問題を自らの問題として認識し、自発的に行う環境保全活動を促進します。

また、次世代を担う子どもたちへの環境学習・環境教育を積極的に推進し、環境意識への意識を継承します。



協働の仕組み

環境先進都市の実現には、環境問題を自らの問題として考え、環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが環境区民として主体的に考え、連携し、環境活動を実践することが大切です。

相互の協力・情報交換



第3章

施策の方向性

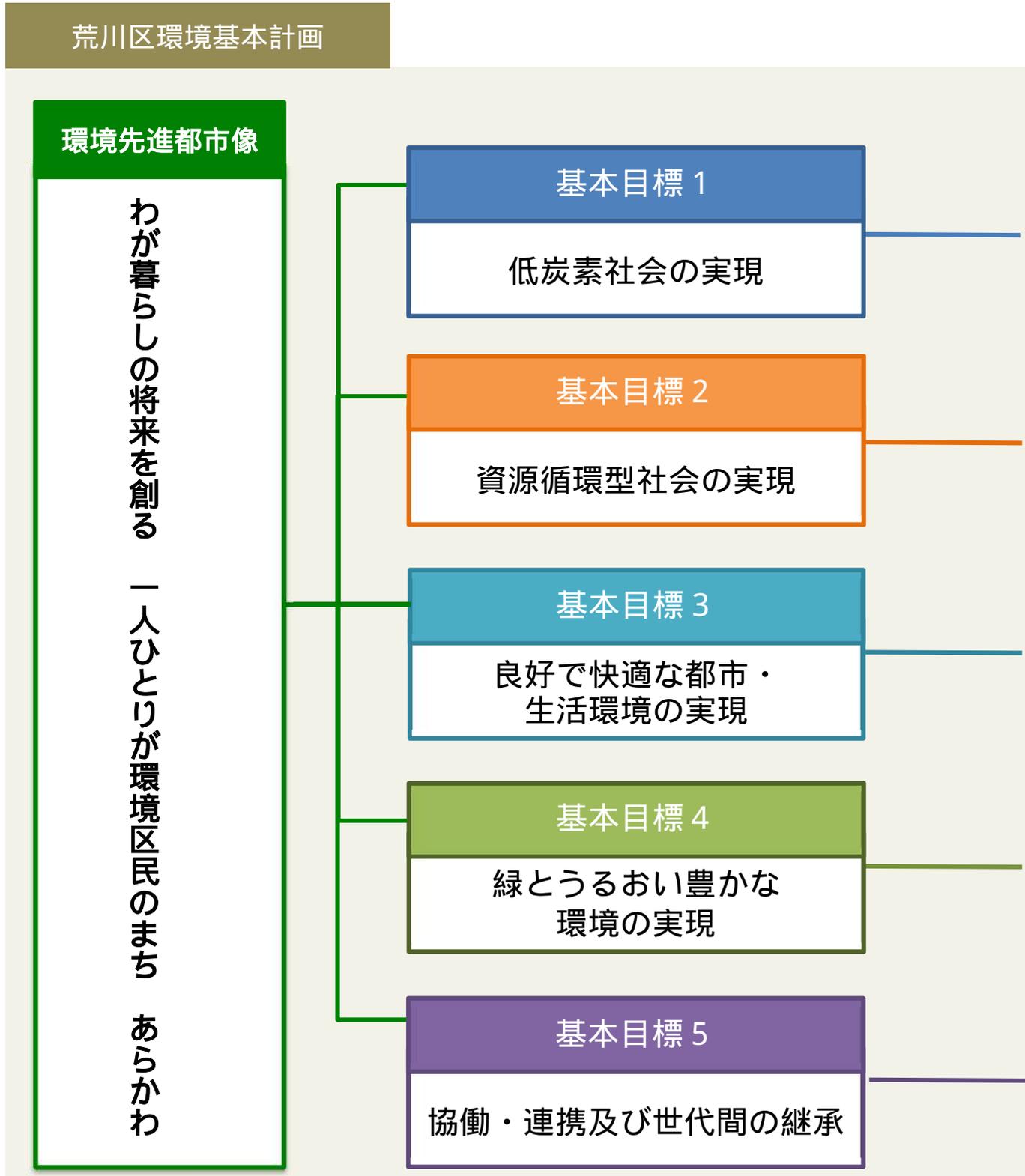
1. 環境施策体系
2. 今後の環境施策の方向性

第3章 施策の方向性

1. 環境施策体系

「わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまち あらかわ」実現に向けて、5つの基本目標と、その目標を達成するための施策の方向性を体系化しました。

荒川区環境基本計画



関連個別計画

施策の方向性

1 家庭で取り組むCO₂削減の推進

2 事業所で行うCO₂削減の推進

3 まちづくりによるCO₂削減の推進

1 ごみの排出抑制の促進

2 リサイクルの推進

3 ごみの適正排出の推進

1 まちの美化の推進

2 生活環境の保全

3 快適な居住環境の形成

1 自然とのふれあいの場の創出

2 みどりの保全

3 緑化の推進

1 環境区民による協働の推進

2 環境情報の提供

3 環境学習と環境教育の推進

荒川区
低炭素地域づくり計画

荒川区
一般廃棄物処理基本計画

- ・ 荒川区都市計画
マスタープラン
- ・ 荒川区住宅
マスタープラン
- ・ 荒川区花と緑の基本
計画
- ・ 荒川区防災・減災等に
資する国土強靱化地域
計画

2. 今後の環境施策の方向性

基本目標 1 「低炭素社会の実現」

施策の方向性

家庭で取り組むCO₂削減の推進

施策の方向性

事業所で取り組むCO₂削減の推進

施策の方向性

まちづくりによるCO₂削減の推進

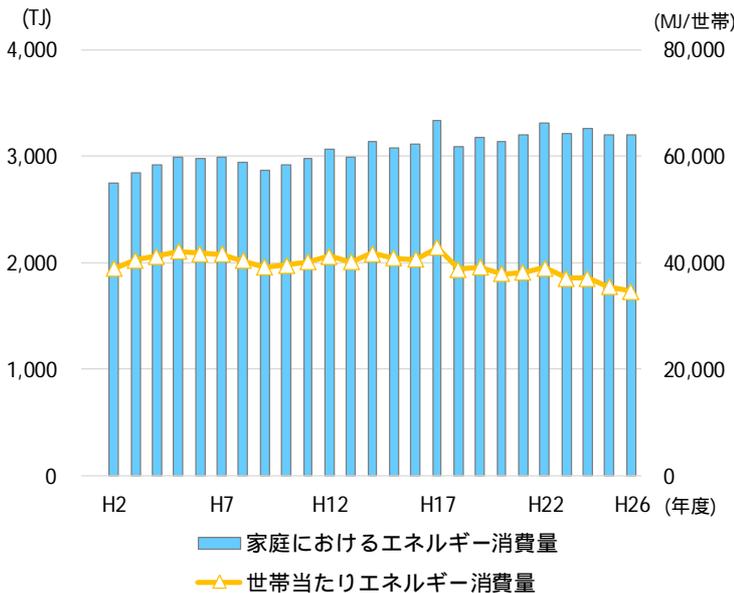
■ 現状

区の人口・世帯数ともに増加傾向にあります。2017（平成29）年1月時点での人口は約21万3千人であり、10年前に比べて約2万人増えています。人口・世帯数の増加に伴い、家庭部門のエネルギー消費量も増加傾向にあります。

2009（平成21）年度と2014（平成26）年度に行った区民アンケートの結果を比較すると、家庭における省エネルギー行動について「すでに取り組んでいる」と回答した家庭が増えています。

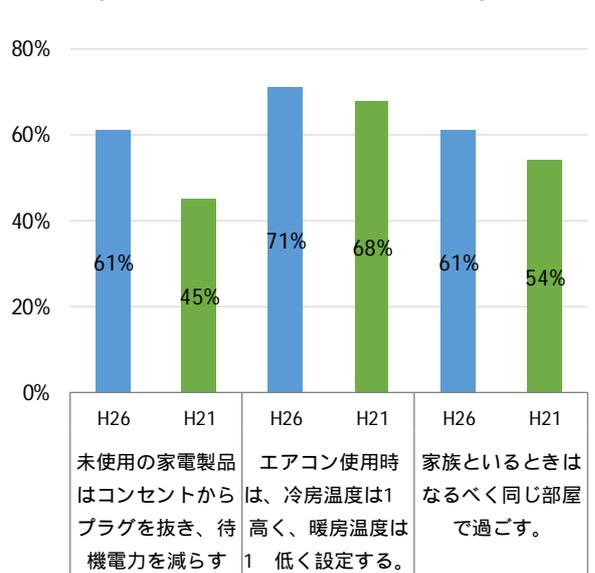
区全体から排出されるエネルギー消費量のうち家庭部門の割合は約45%となっています。家庭部門全体のエネルギー消費量は、人口・世帯数の増加に伴い増加していますが、一世帯当たり換算すると減少傾向にあります。

荒川区の家庭部門における
エネルギー消費量の推移



出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

家庭における省エネルギー行動への取組
状況（「すでに取り組んでいる」割合）の一例



出典) 低炭素地域づくり推進に関するアンケート調査結果（平成21年度・平成26年度）

■ 課題

家庭部門からのエネルギー消費量が約45%となっていること及び今後も区の人口・世帯数は増加見込みであることから、各家庭での省エネルギー行動を促進する必要があります。

各家庭で日常的な省エネルギー行動の取組を着実に実践するとともに、区はまだ実践していない家庭にも取組を広めていく必要があります。

家庭での省エネルギー行動は、日常生活での少しの気づきと工夫で実践できるため、各家庭でエネルギー使用量を把握することや取組効果を実感することが重要です。

給湯器や家電製品をはじめとする家庭内のエネルギー使用機器を、より効率の良い省エネルギー機器に代替することも重要です。

■ 今後の方向性

生活の場面に応じた省エネルギー行動を分かりやすく周知するとともに、楽しみながら省エネルギー行動に取り組めるような施策を展開し、家庭での省エネルギー行動のきっかけづくりを行います。

各家庭で電気やガス等のエネルギーをどのくらい使用しているのかを把握し、取組の内容によりどのような効果につながるかを知り、また、その効果を実感できるような施策を展開し、家庭の省エネルギー行動のステップアップを図ります。

家庭で使用する給湯器や電気製品等の省エネ性能は、日進月歩で向上しており、それらをうまく取り入れることで日常生活に不便を感じることなく、エネルギー使用量を削減することができます。区は最新の機器についてわかりやすく情報提供を行い、各家庭での再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器の導入を促進します。

■ 現状

区の事業所は大部分が小規模で、従業員数 20 人未満が 9 割、従業員数 5 人未満では約 6 割を占めています。

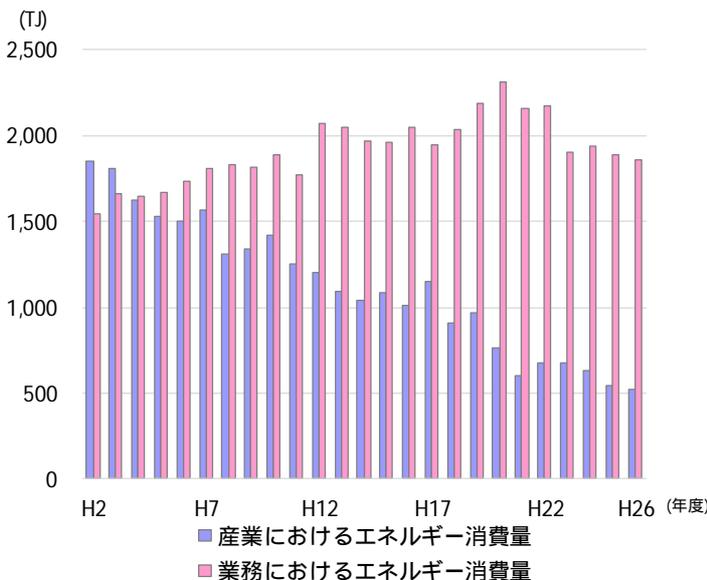
産業部門（建設業・製造業等）のエネルギー消費量は、1990（平成 2）年度以降減少傾向となっています。また、業務部門（事務所・商店等）のエネルギー消費量は 1990（平成 2）年度以降増加傾向にありましたが、2008（平成 20）年度以降は減少に転じています。

区全体から排出されるエネルギー消費量のうち産業部門（建設業・製造業等）の割合は約 7%、業務部門（事務所・商店等）の割合は約 26%となっています。

2009（平成 21）年度と 2014（平成 26）年度に行った事業者アンケートの結果を比較すると、事業所における省エネルギー行動について「すでに取り組んでいる」と回答した事業所が増えています。

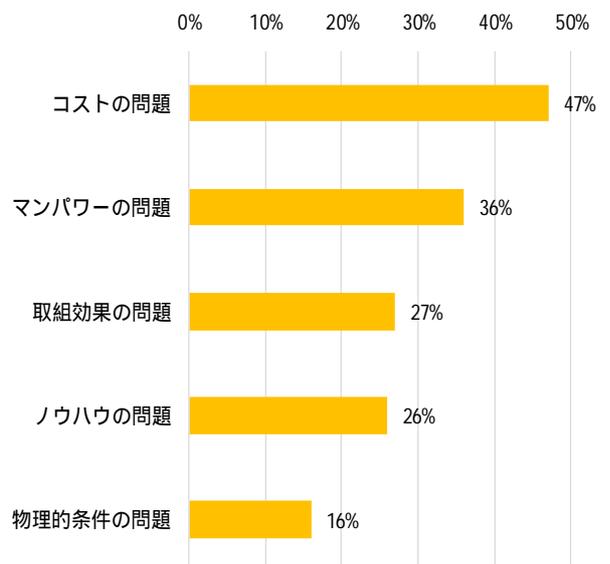
2014（平成 26）年度に行った事業者アンケートの結果によると、省エネルギーやCO₂排出量の削減を進める上での課題は、「コストの問題」が約 47%、「ノウハウがない」が約 26%となっています。

荒川区の産業・業務部門における
エネルギー消費量の推移



出典) オール東京 62 市区町村共同事業
「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

事業活動における
「低炭素社会」づくりへの課題



出典) 低炭素地域づくり推進に関するアンケート調査結果（平成 26 年度）

■ 課題

区には、大規模な工場や工業団地がなく、大型設備導入等による省エネ化は難しいため、各事業所がそれぞれ率先して地道な省エネルギー行動を実践することが重要です。

産業部門（建設業・製造業等）及び業務部門（事務所・商店等）のエネルギー消費量が減少傾向にあること及び事業者アンケートの結果から、多くの事業所において日常的な省エネルギー行動に取り組んでいる様子が見えます。引き続き、そういった取組を事業所が着実に実践するとともに、まだ実践していない事業所にも取組が広まっていく必要があります。

効率的かつ効果的に省エネルギー行動を進めるためには、日常的な省エネ取組の着実な実践に加え、設備機器・システムの適切な運用改善を進めることが必要です。

既存設備をより効率の良い省エネルギー機器に代替することも重要です。

■ 今後の方向性

事業所における省エネルギー行動は、経費削減に直結します。省エネルギー行動の大切さや経費削減の効果を「知る」ことが、省エネルギー型ビジネススタイルへと転換する第一歩です。そのため、業務形態や事業活動の場面に応じた省エネルギー行動のノウハウを分かりやすく周知し、事業所での省エネルギー行動のきっかけづくりを行います。

既存設備の運用方法の見直しを図ることで、初期投資をせずに省エネルギー化を進めることが可能です。各事務所が自ら使うエネルギーの状況を把握し、設備の運転方法や事業の取組内容を見直すことにより、その効果を実感できるよう施策を展開し、事業所の省エネルギー行動のステップアップを図ります。

既存設備を効率の良い設備に代替することで、より高い省エネルギー効果が得られます。最新の省エネルギー機器の情報提供や設備投資への支援を行い、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器の導入を促進します。

■ 現状

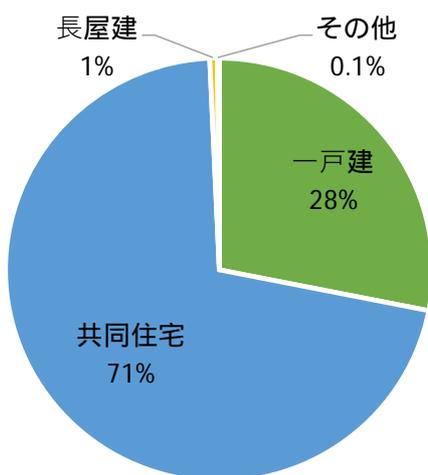
区の地形は、日暮里地区の一部が山手台地となっていますが、区域の大半が平地であり、徒歩や自転車での移動に適しています。また、区内にJR、京成電鉄、つくばエクスプレス、東京メトロ、都電荒川線、日暮里・舎人ライナー、コミュニティバス等の交通網が敷かれており、高い交通利便性を有しています。

区の住宅の状況は、戸建住宅に居住する世帯が約28%、集合住宅に居住する世帯が約71%となっています。

運輸部門（自動車・鉄道等）のエネルギー消費量は、カーシェアリングの普及やエコドライブの定着、低燃費自動車の普及等に伴い、減少傾向にあります。また、区全体から排出されるエネルギー消費量のうち運輸部門の割合は約21%となっています。

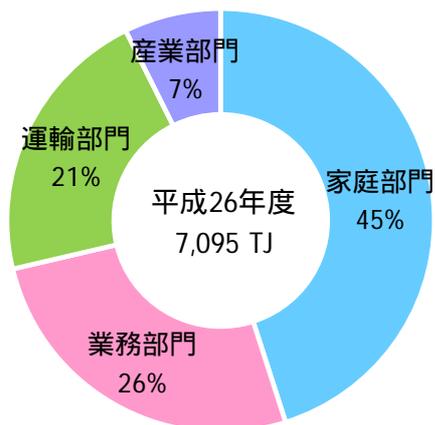
自動車においても、ガソリン車からハイブリッド、そして電気自動車へ効率的でクリーンなエネルギーへの移行が進んでいます。区内には、今後普及が期待されている水素エネルギーの供給拠点である水素ステーションが存在しています。

荒川区における住宅の形態



出典) 平成27年国勢調査

荒川区の部門別エネルギー消費量



出典) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

■ 課題

区全体の省エネルギーを推進するにあたっては、「まち」そのものを省エネルギー化していくことが重要です。

運輸部門（自動車・鉄道等）のエネルギー消費量は減少していますが、引き続き環境に配慮した交通手段の選択を促進することが重要です。

水素は、エネルギーとして使用する際にCO₂を排出しないクリーンなエネルギーとして、活用を拡大していくことが期待されており、その利用方法を検討していくことが重要です。

■ 今後の方向性

建築物の省エネルギー化やエネルギー利用の効率化、地域でのエネルギー利用のスマート化に対する情報提供や支援を行い、まちの低炭素化を推進します。

運輸部門のさらなる省エネルギー化のため、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車等の環境性能の高い自動車の普及を推進するとともに、公共交通機関、カーシェアリング、自転車シェアリング等、環境にやさしい交通手段への転換を促進します。

水素エネルギーの有用性や安全性について啓発を行う等、水素エネルギーを本格的に活用する「水素社会」の実現へ向けた取組を推進します。



「環境・清掃フェアあらかわ」における
燃料電池自動車展示の様子

国際社会や国・都の動向

国際社会の地球温暖化対策

地球温暖化に関連すると考えられる極端な異常気象、海面上昇による島しょ国沿岸の浸水、深刻な干ばつは世界各地で大きな影響を及ぼしています。

こうした中、2015（平成 27）年 12 月には、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択されました。このパリ協定においては、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 より十分低く保つとともに、1.5 に抑える努力を追求する」ことを掲げ、今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。そのため、全ての参加国は、5 年ごとに排出量削減目標を提出・更新すること、そのための国内対策をとっていくことが義務付けられました。

国の地球温暖化対策

COP21 に向けて提出された「日本の約束草案」を経て、2016（平成 28）年 5 月に、国の地球温暖化対策に関する総合計画として「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の推進に関して、国民・事業者の取り組むべき事項や、国や地方公共団体の施策について記載されており、「温室効果ガスを 2030 年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%削減」とする削減目標を掲げ、長期的目標を「2050 年度までに 2013（平成 25）年度比で 80%削減」としています。

東京都の地球温暖化対策

東京都は「東京都環境基本計画 2016」の中で、今後の環境政策の方向性の一つとして、「スマートエネルギー都市の実現」を掲げ、「省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会の実現に向けた取組」に取り組んでいます。

また、「2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減」、「2030 年までに、東京のエネルギー消費量を 2000（平成 12）年比で 38%削減」とする削減目標を掲げています。

基本目標 2 「資源循環型社会の実現」

施策の方向性

ごみの排出抑制の促進

施策の方向性

リサイクルの推進

施策の方向性

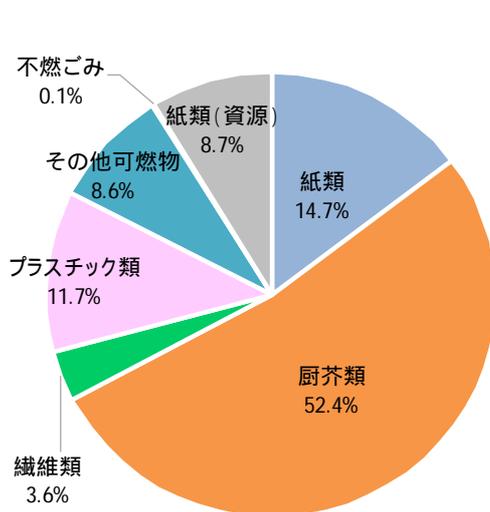
ごみの適正排出の推進

■ 現状

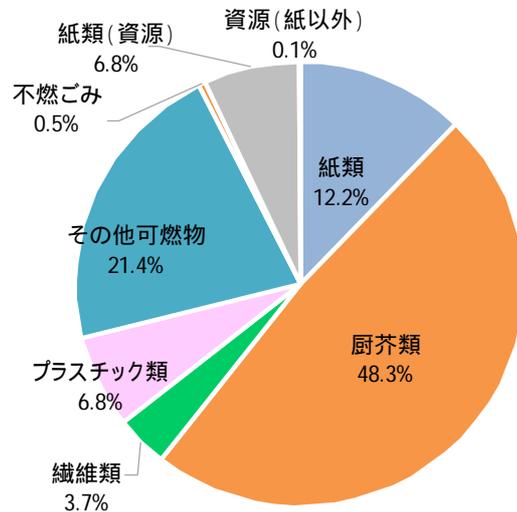
家庭から排出される可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が 52.4%を占めている一方、資源として回収できる紙類が 8.7%含まれています。また、不燃ごみでは、資源回収品目となっているびん類が 10.2%、缶類が 3.4%含まれています。

事業所から排出される可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が 48.3%を占めています。

家庭から排出される可燃ごみの組成割合



事業所から排出される可燃ごみの組成割合



出典)荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書(平成 26 年度)

■ 課題

家庭から排出される可燃ごみの約半数は生ごみであることから、生ごみの削減に取り組む必要があります。

事業者は、自ら排出するごみの削減と顧客に対する取組の両面からのアプローチが重要です。

今後さらに環境負荷の低減を進めていくためには、3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」のうち、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を優先させ、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制していく必要があります。

■ 今後の方向性

ごみを可能な限り発生させないライフスタイルを推進するため、区は特に生ごみの発生抑制について、区報やホームページ、イベント等を通じ、普及啓発を図ります。

飲食店や小売店をはじめ、事業者にはごみ発生量を削減するための工夫や配慮が求められていることから、区は事業者と連携して過剰包装の抑制や食品ロスの削減等に取り組む、ごみの減量を図ります。

区は「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)」の2Rについて、優先して取り組むとともに、発生したごみにおいても、資源化できるものについては、再資源化(リサイクル)によってごみの減量を図ります。



あら!もったいない協力店ポスター



フリーマーケットの様子

■ 現状

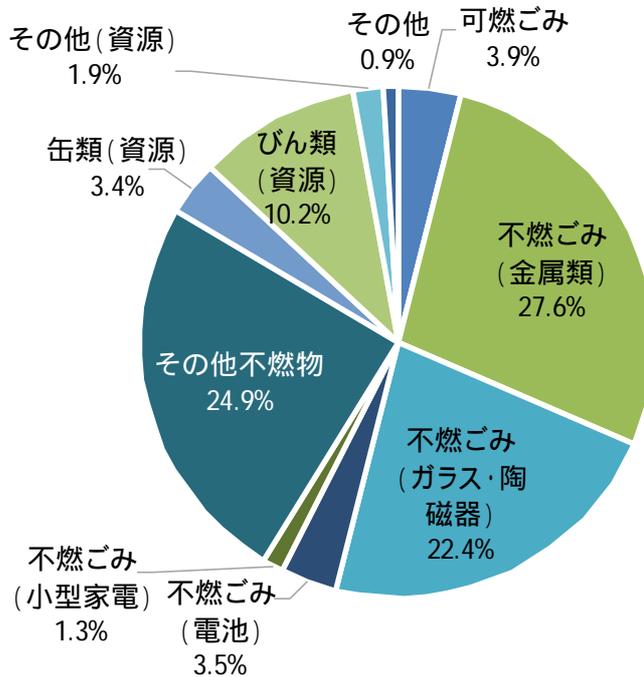
荒川区は、町会・自治会による地域活動が活発に行われており、この地域特性を生かして、「あらかわ方式」の集団回収による資源回収システムを確立し、リサイクル先進自治体としての取組を行っています。

家庭から排出される可燃ごみに資源として回収すべき繊維類は全体の3.6%、紙類が8.7%を占めています。不燃ごみの排出状況は、金属類が27.6%を占めており、資源回収品目となっているびん類が10.2%、缶類が3.4%、資源の拠点回収を行っている使用済小型家電が1.3%となっています。

事業系可燃ごみの排出状況は、資源として回収すべき紙類が6.8%となっています。

あらかわりサイクルセンターは2016(平成28)年10月に開設し、団体や個人での来所者数は初年度の2016(平成28)年度の6か月間で1,000人を超えました。

家庭から排出される不燃ごみの組成割合



出典) 荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書(平成26年度)

■ 課題

可燃ごみの中の紙類、不燃ごみや粗大ごみの中の金属類はリサイクルできるものも多いため、区は資源回収の重要性を十分に説明する必要があります。

あらかわりサイクルセンターを中間処理施設としてだけでなく、資源リサイクルの普及啓発の拠点として最大限活用していく必要があります。

少子高齢化が進む状況の中で、集団回収の仕組みを維持拡大していくことが重要です。

■ 今後の方向性

紙類や金属類等、ごみへの混入割合の高い資源について、適切に回収するため、区は普及啓発の強化を図ります。

安定した中間処理の実施のため、回収品目の拡大や回収拠点の拡充を図るとともに、普及啓発の拠点及びストックヤードとして、あらかわりサイクルセンターを有効に活用します。

区は集団回収への支援を積極的に行うとともに、町会と連携して若い世代の担い手の確保に努めます。



あらかわりサイクルセンター見学の様子



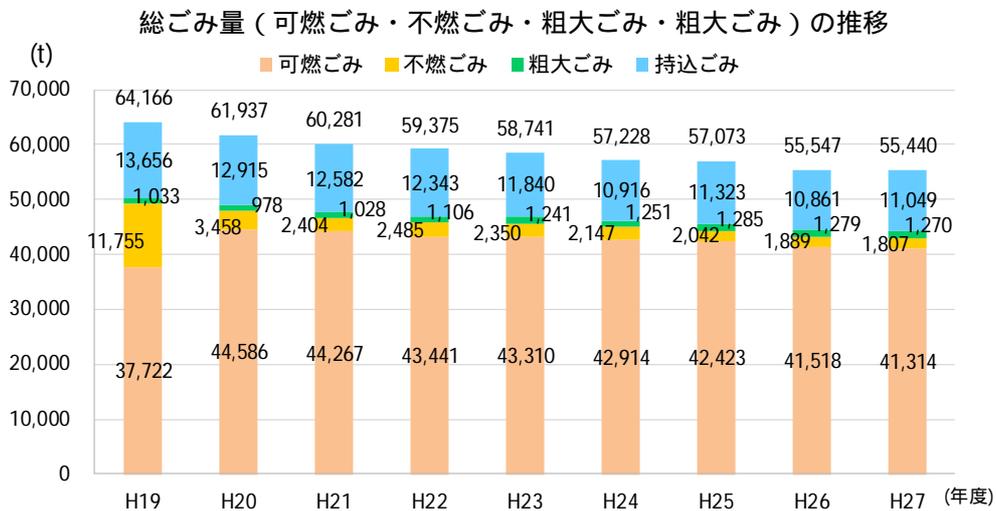
集団回収の様子

■ 現状

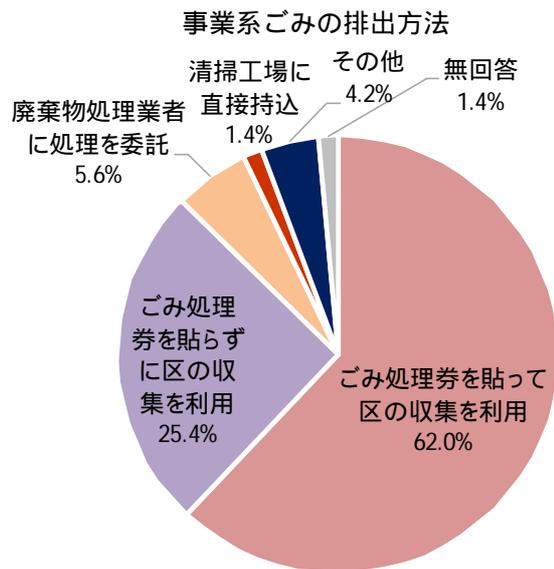
荒川区は人口増加が続く中、総ごみ量全体については減少傾向で推移しています。2008（平成20）年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみ・持込ごみは減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加しています。

区内事業者がごみを排出する際に、「ごみ処理券を貼らずに区の収集を利用している」と回答した事業所が25.4%であり、約4分の1を占めています。

区報等によるごみ・資源の排出方法の周知や、「ふれあい指導」等による分別ルール徹底や排出指導を行っていますが、依然として集積所におけるごみ・資源の不適正排出や不法投棄が無くならない状況です。



出典）荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（平成28年度）



出典）荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（平成28年度）

■ 課題

清掃事業の適正な運営をする上で、取扱に注意を要する廃棄物については、環境保護の観点から、適正排出、適正処理を行っていく必要があります。さらに、国の計画において首都直下地震や水害等の災害時に発生するがれき、し尿等の処理方法の構築が求められており、検討する必要があります。

増加傾向にある転入者・単身世帯・外国人は、町会等に参加しないなど地域との繋がりが薄い場合が多く、区のごみ出しや分別ルールを知らないこともあるため、周知の徹底や人口動態に対応した施策を展開することが重要です。

事業者の適正排出を目指して、ごみ出しや分別ルールの周知の浸透と指導の強化を図る必要があります。区が収集している小規模事業者のごみについては、有料ごみ処理券の貼付を徹底するよう指導する必要があります。

■ 今後の方向性

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために、清掃事業の適正な運営を推進します。さらに、取扱に注意を要する廃棄物の適正処理の推進や、災害時の廃棄物処理についての検討を進めます。

多様なツールを活用して、ごみ出しのルールを知らない区民へごみ出しや分別ルールを周知するとともに、「ふれあい指導」等による排出指導を引き続き行い、家庭ごみの適正排出を推進します。

小規模事業者に対する事業系有料ごみ処理券の貼付徹底の働きかけを引き続き行い、区は事業系ごみの適正排出を推進します。



ふれあい指導の様子



スケルトン清掃車

国際社会や国・都の動向

国際社会のごみ・資源対策

近年、世界的な資源制約の顕在化、廃棄物処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化しています。

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全加盟国により採択され、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面に関するさまざまな課題を 2030 年に向けて統合的に解決する強い意思が共有されました。

持続可能な開発目標（SDGs）では、世界全体で、資源効率性の向上や 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）と同様の取組を進めること及び持続可能な生産消費形態の確保をすることが 17 の目標の一つとなっています。この目標の中で、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たり食品廃棄物を半減させるなど、3 R の推進や資源効率の向上が提唱されています。

国のごみ・資源対策

2013（平成 25）年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、その計画ではリサイクルに比べ取組が遅れていた 2 R（リデュース、リユース）を推進することとして、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った災害時の廃棄物処理のシステム強化を推進することを掲げています。また、安全・安心が確保された循環型社会を形成するために必要な有害物質の適正処理、有用金属の回収についても推進しています。

東京都のごみ・資源対策

東京都は「東京都環境基本計画 2016」の中で、今後の環境政策の方向性の一つとして、「3 R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」を掲げ、「『持続可能な資源利用』の推進」、「静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進」、「災害廃棄物対策の強化」に取り組んでいます。

基本目標 3 「良好で快適な都市・生活環境の実現」

施策の方向性

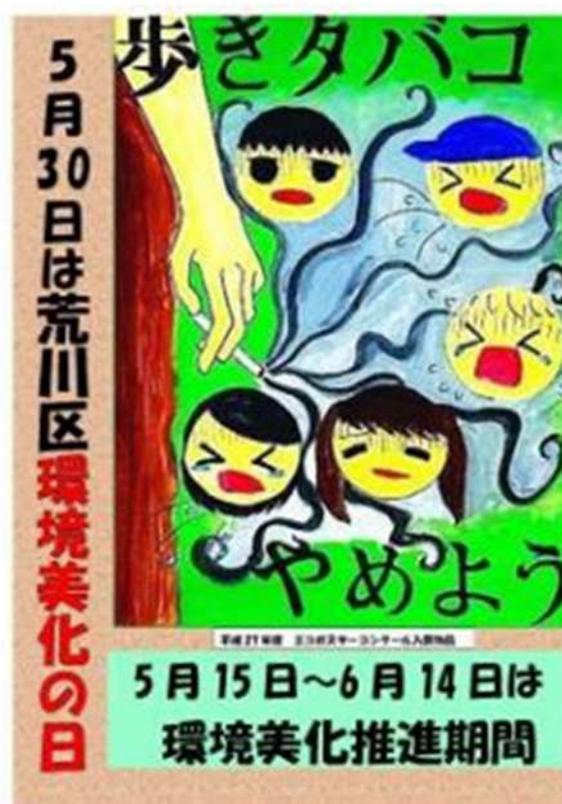
まちの美化の推進

施策の方向性

生活環境の保全

施策の方向性

快適な居住環境の形成



■ 現状

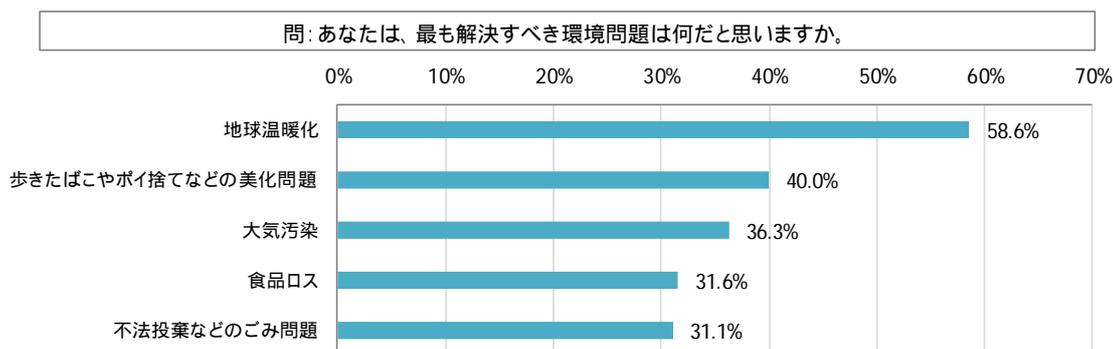
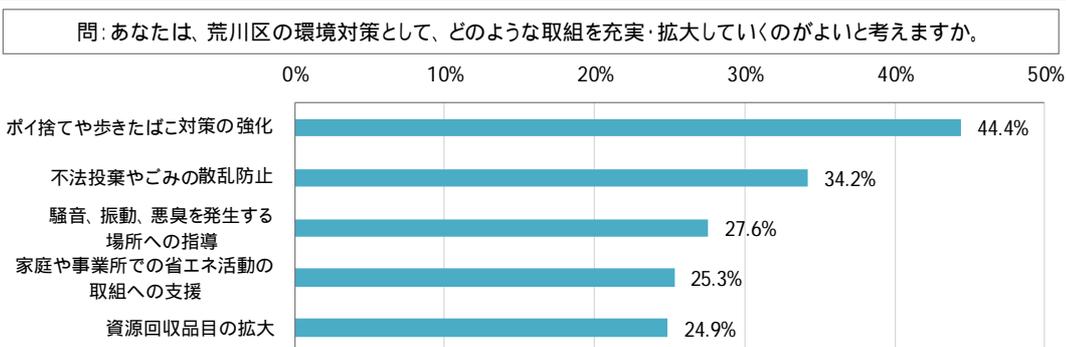
美化意識の向上を図るため環境美化推進期間では、一斉美化活動や駅前美化キャンペーンを行っています。2017(平成 29)年度は 1,144 人の区民や事業者が清掃活動を行い、一斉美化活動には 171 人が参加しました。さらに駅前美化キャンペーンを区内 7 駅で行い、94 人が参加しました。

条例に定めるポイ捨て禁止等は、たばこマナー啓発ポスターの掲示や、啓発員の巡回等により強化を図っています。また、区指定の喫煙所を 2 か所設置し、決められた場所での喫煙を周知するとともに、駅前マナーアップキャンペーンとして区内の各駅での「あらかわたばこマナー」の声掛けによる啓発を行っています。

2016 (平成 28) 年 9 月に実施した荒川区政世論調査で、環境対策でどのような取組を充実・拡大するのがよいかという問いに対して、44.4%の区民が「ポイ捨てや歩きたばこ対策の強化」と答え、一番多い回答となりました。また、最も解決すべき環境問題は、40.0%の区民が美化問題と回答しています。

荒川区政世論調査

調査対象・数	区内在住の満 18 歳以上の男女 2,500 人
調査期間	平成 28 年 9 月 1 日 ~ 平成 28 年 9 月 30 日



■ 課題

自分が住むまちを、自分で美しく清潔なまちにするために、一人ひとりが積極的に地域の環境美化活動に参加する意識を広めていくことが重要です。

区民や事業者が自主的に行っているまちの環境美化活動をさらに充実するため、新たな区民や事業者が活動に参加する仕組みをつくることが重要です。

荒川区政世論調査での区民の環境への意識調査において、歩きたばこやポイ捨て等の行為への対策等、喫煙マナーに対する区民からの関心は高く、マナー向上のための啓発活動をさらに充実していく必要があります。

■ 今後の方向性

「わがまちはわが手で美しく」を区のスローガンとして、環境区民一人ひとりが身近な場所で美化活動を行い、まち全体の環境美化を推進します。

駅前での美化活動等、多くの区民や事業者が参加しやすい環境美化活動を実施して、まちの美化への意識を高めて、清潔で美しいまちづくりを推進します。

区は、分煙対策について国及び都の方針を注視しながら検討し、決められた喫煙場所を確保するとともに、「あらかわたばこマナー」を広く区民へ周知して、歩きたばこやポイ捨て行為に対する啓発を強化し、より一層の喫煙マナーの向上に取り組んでいきます。



駅前美化キャンペーンの様子



あらかわたばこマナーポスター

■ 現状

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染は、いわゆる「典型7公害」と呼ばれ、法により規制されています。なかでも、一般生活から発生する騒音・振動・悪臭問題は、生活に密着した新たな都市・生活型公害として位置付けられ、これらの公害への対応は近隣トラブルと相まって解決までに時間がかかるものが多くなっています。

水質汚濁については、家庭からの生活排水を減少させるよう区民への啓発を行い、また隅田川の水質調査についても実施しています。

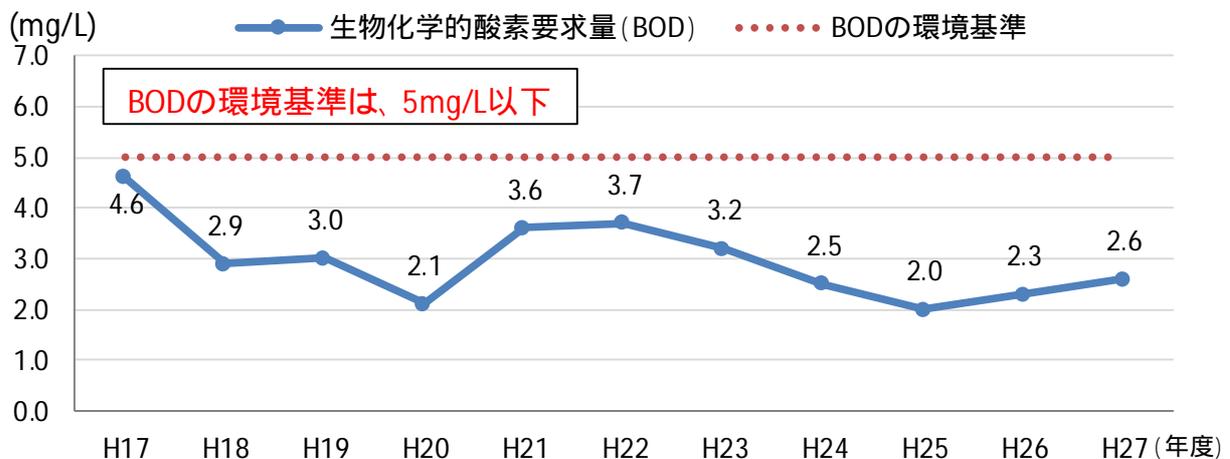
土壌汚染については、東京都の条例及び区の条例と要綱に従い、対象の事業者等を指導しています。

東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（達成状況）推移（荒川区南千住）

	二酸化窒素 NO ₂	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM2.5	光化学オゾン O _x	二酸化硫黄 SO ₂	一酸化炭素 CO
平成 21 年度			-	×		
平成 22 年度			-	×		
平成 23 年度			×	×		
平成 24 年度			×	×		
平成 25 年度			×	×		
平成 26 年度			×	×		
平成 27 年度				×		

注)「 」: 達成 「×」: 未達成 「-」: 未測定 出典) 東京都環境局「大気汚染測定結果」より作成

尾竹橋におけるBODの経年変化



出典)「荒川区の環境」より作成

■ 課題

騒音等の迷惑行為やマンション建設工事等に起因する都市・生活型公害の苦情への対応について、迅速に解決を図る必要があります。また、工場廃止等及び開発行為に関わる土壌汚染に関しては、東京都及び区の条例等に基づき、事業者が適切な調査及び対策をするように指導することで、課題解決を図ることが重要です。

区民の健康を守るため、大気汚染の状況や隅田川の水質汚濁の状況等を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要です。

土地・建築物・設備等に存在するポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類等の有害化学物質は的確な情報を収集するとともに、特にダイオキシン類においては、東京都と連携して土地等の適切な管理を土地の所有者等へ促す必要があります。また、石綿（アスベスト）は大気汚染防止法及び環境確保条例の規定に基づき、速やかに対策することが重要です。

■ 今後の方向性

区民の健康と安全を守るため、土壌汚染を始めとした公害の発生原因や、騒音や悪臭等の生活関連での苦情の背景を分析し、関係機関と連携して早急に課題解決を図ります。

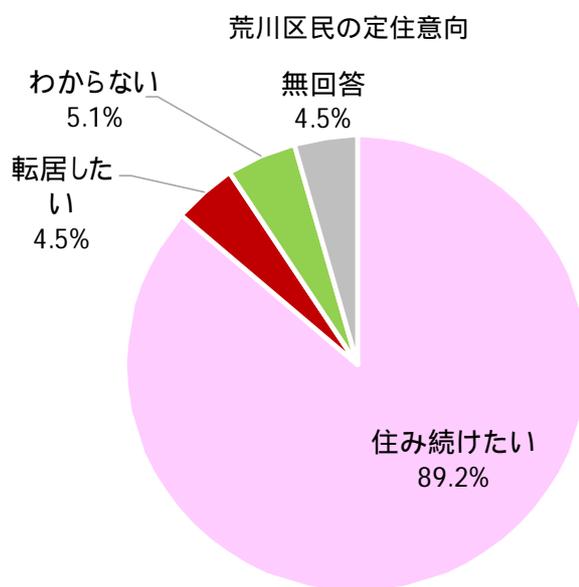
関係機関等と連携し、大気汚染、水質汚濁について、区民へ積極的な情報提供を行い、区の環境保全を推進します。

健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害化学物質に関しては、事業者へ法令等の規定を順守するための周知を徹底し、リスクコミュニケーションの啓発に努めます。また、石綿（アスベスト）に関しては法令に基づく公害防止のための規制や指導を行い、公害の未然防止を図ります。

■ 現状

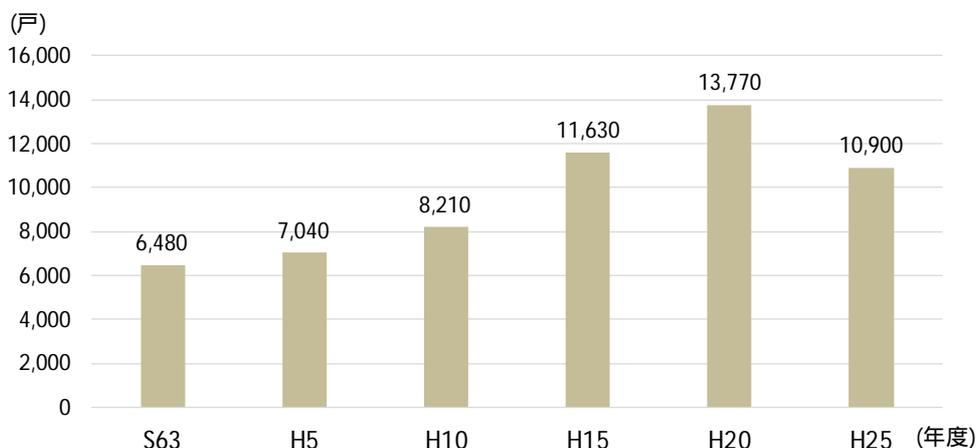
居住環境は過去の住宅・商店・工場が共存していた時代から、再開発事業の進展や民間マンションの建設等により、大きな変化の時期を迎えています。

世帯の核家族化が進むなか、区民の定住意向は「住み続けたい」の割合が89.2%と高い状況にあります。一方で、全国的に空き家の数が急激に増加しており、荒川区においては、2008(平成20)年から2013(平成25)年までの5年間では空き家が2,870戸ほど減少しましたが、周辺に悪影響を及ぼす管理不全な空き家が深刻な問題となっています。



出典) 荒川区政世論調査(平成28年度)

荒川区の空き家総数の変化



出典) 住宅・土地統計調査(平成25年度)

■ 課題

定住化の促進を図るため、子育て世代の定住に向けた施策を充実させる必要があります。

高齢者や障がい者等、誰もが安全で安心して快適に暮らせる居住環境を整備する必要があります。

管理の十分でない老朽空き家の増加に対しては、防災、防犯、衛生上の面で周辺に悪影響を及ぼすことから、早期の対策が重要です。

■ 今後の方向性

区民の誰もが安全で安心して快適に暮らせるよう、居住環境のさらなる向上を図ります。

公園等の整備や電線類の地中化等、誰もが安全で安心して快適に暮らせる街づくりを推進していきます。

老朽空き家の除却の取組に加え、利用可能な空き家については市場への流通を促進するとともに、さまざまな活用策を検討することで、地域の活性化や街の魅力向上を図ります。



荒川二丁目グリーンスポット

国際社会や国・都の動向

国際社会の生活環境保全対策

人の健康や環境への悪影響等が懸念される大気環境、水環境、土壌環境等の問題については、地球規模の課題として、諸外国においてもその処理が進められています。

近年は、水銀対策に関する国際的な機運が高まっており、2013（平成25）年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」）が採択されました。水俣条約では、水銀汚染による人の健康および環境を保護することを目的として、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀の適正な管理と排出の削減を定められました。

国の生活環境保全対策

第四次環境基本計画の策定以降、「水銀に関する水俣条約」の担保措置となる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定を始め、2015（平成27）年6月に「大気汚染防止法」の改正、2016（平成28）年4月に、PM2.5の成分測定マニュアルの一部の改訂が行われる等、多くの分野において国の施策に進展が見られます。

東京都の生活環境保全対策

東京都は「東京都環境基本計画 2016」の中で、今後の環境政策の方向性の一つとして、「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」を掲げ、「大気環境等の更なる向上」、「化学物質による環境リスクの低減」、「水環境・熱環境の向上」に取り組んでいます。

基本目標 4 「緑とうるおい豊かな環境の実現」

施策の方向性	自然とのふれあいの場の創出
--------	---------------

施策の方向性	みどりの保全
--------	--------

施策の方向性	緑化の推進
--------	-------

■ 現状

区では、区内・区外を問わず、海辺・川辺・山・公園等を歩き、動物・植物等を観察する自然観察会を毎年実施しています。この会では自然観察を通じて、少しずつ生物を知ることにより、自然環境保全について学んでいます。

荒川自然公園におけるホタルの観賞の夕べ、オオムラサキの観察会、秋の七草と鳴く虫の会等、区民団体が花や緑や生き物に触れ合う催しを実施しています。

区の緑被率は2007（平成19）年には約12.3%であり、23区のなかでも低い水準にありますが、都立尾久の原公園、都立汐入公園、区立荒川自然公園等、自然と触れ合い、四季の移ろいを感じることができる場所があります。

区立小学校6校、区立中学校1校に学校ビオトープ、あらかわエコセンターにトロ舟ビオトープを設置しており、生き物の生育や身近な自然を学ぶ環境教育の場として活用しています。

区ホームページにおいて、区内自然観察団体や生物の生息環境復元に取り組む団体の活動の紹介をするなど、生物の保全に取り組む区民と区が連携して環境保全活動を実施しています。また区では、随時ツイッター等で生物情報等を配信し、自然の中の多種多様な生物を身近に感じるよう、区民へ周知しています。



あらかわエコセンター
屋上ビオトープの観察



自然観察会（セミの羽化）

■ 課題

2007（平成19）年に実施した緑の実態調査（第4次）のデータで、区のみどり率（緑被地＋水面＋裸地）は18.5%（125.51ha）となっており、23区の中で低い水準です。花やみどり等、自然と触れ合う機会を区民に提供し、みどりの効用や多様な生物と共に暮らすことの大切さを体感してもらうことが重要です。

自然への関心を高め、区民による緑づくりの活動への動機付けを行っていくことが重要です。

自然や生物への関心を高め、生態系保全の意識向上を図る必要があります。

人や生態系、生活環境に影響を及ぼす生物を理解し、被害の低減を図る必要があります。

■ 今後の方向性

自然観察や環境学習農園の活用等、自然と触れ合うきっかけとなる講座等の充実を図ることで、区民が自然を身近に感じる機会を創出します。また、区の生き物等について区民への周知を行い、生物多様性について正しく理解し、実感できるような取組を推進します。

区は区民や環境団体等が実施する花や緑や生き物に触れ合う催しを継続して支援し、区民による緑づくりの活動を広げていきます。

自然や生物に対する関心を高めるため、区内の身近な生物のほか、絶滅危惧種や保全すべき国内外の貴重な自然等、さまざまな情報を提供します。

人や生態系に影響を及ぼす外来生物の情報提供や生活環境被害低減のため、ハクビシン・アライグマ等の対策に取り組みます。



あらかわエコセンターで観察できる
「スズメの砂浴び行動」



あらかわエコセンターの
環境学習農園

■ 現状

公園の樹木や草花、道路の街路樹等、適切な維持管理を行うことで、良好なみどり環境を維持しています。

民有地の緑の保全をするため、荒川区みどりの保護育成条例及び荒川区市街地整備指導要綱に基づき、開発事業者に対し、緑地の設置と保全を指導しています。

指定基準を満たした樹木・樹林生垣の保護指定を行っており、2016（平成28）年現在では、保護指定樹木 209 本、保護指定樹林 4,800 m²、保護指定生垣 155m となっています。また、これらの維持管理費用の一部を助成しています。

日暮里の山手台地に代表される寺社等が集積する場所は、歴史的な資源と一体となり、区民が触れ合えるみどりの空間となっています。



延命院の大椎(東京都指定天然記念物)



日暮里の山手台地の諏方神社

■ 課題

公園や道路の老朽化した樹木や適切な管理がされていない樹木等については、台風等による自然災害時において、枝折れ・倒木等が発生し、私たちの安全な生活環境を脅かす可能性があります。

保護樹木等の貴重な樹木・樹林地を後世に残していくために、まだ指定されていない樹木・樹林地を見いだす努力を行っていく必要があります。また、近年、保護樹木所有者の高齢化、樹木の成長に伴う維持管理経費の増大、落葉や病虫害の隣接への影響等、所有者による保護が難しいことや、大規模な樹木地の消失等への対応も検討していく必要があります。

区民の心のよりどころとなる樹木・樹林地を活用するための保全や整備の取組が重要です。

■ 今後の方向性

老朽化した樹木の倒木や枝折れ等による被害を未然に防ぐため、区による定期的なパトロールを行うとともに、区民との協働により、樹木の異常の早期発見に努めていきます。また、必要に応じて植替え等により樹木を更新するなど、維持管理の充実を図っていきます。

指定されていない貴重な民間の樹木等に関しては、制度の活用を所有者へ周知していくとともに、開発事業者に対する樹木の保存への協力等、保全を図ります。

保護樹木の維持や大規模樹木地については、特に貴重な樹木等に対する助成を拡大するなどの保全対策を充実していきます。



あらかわ遊園周辺の桜並木

■ 現状

「花と緑の基本計画」において、2028年度までの目標としている緑被率15.5%、一人当たりの公園面積3.0㎡を確保するために、公園等の新設及び拡張整備、道路の新設や改修にあわせた街路樹の新植等に努めています。なお、2006（平成18）年度から、公園2か所、児童遊園4か所を新設しています。

都電荒川線沿線へのバラの植栽や、道路や公園等における街なか花壇づくり等、区と区民との協働による緑花事業を展開し、約800名の区民ボランティアが活動しています。

区内約4kmにわたる都電荒川線沿線のバラや、都立尾久の原公園の200本を超えるシダレザクラについては、区を代表する花の名所として成長しています。

街なか花壇については、2006（平成18）年度の13か所から、2016（平成28）年度には約7倍の94か所まで増えました。

民有地への緑化を推進するため、開発に伴う緑化指導に加えて、緑のカーテンづくりの支援、生垣造成費用の一部助成等に取り組んでいます。

園芸活動の励みにしてもらおうとともに、緑花活動の輪を広げていくため、区民が育てている花と緑を表彰する「あらかわ緑・花大賞」制度を実施し、これまでに約100件の緑花を表彰しています。

緑化・・・公園や緑地、樹木や草花、水辺や土、また、そこに生息する昆虫や野鳥等の生き物、これらの自然により構成される環境をつくり、育てること。

緑花・・・緑化のうち、区民が日常の生活において花や緑を育て、親しみ、触れ合う活動のこと。



都電荒川線と沿線のバラ



都立尾久の原公園のシダレザクラ

■ 課題

「花と緑の基本計画」において2028年度までの整備目標としている55.2haの公園等面積を確保するためには、引き続き、公園等を整備する必要があります。

住宅が密集している当区の特長上、新たに大規模な緑地を創出することは困難であるため、都電荒川線沿線のバラや街なか花壇づくり等、より多くの区民が花や緑に関わる活動に参加するなど、区民の手による身近に体感できる緑を増やしていくことが重要です。

将来に向けて区のみどりを守り増やしていくため、緑花活動の新たな参加者を増やしていく必要があります。

■ 今後の方向性

公園等の整備を進めてみどりの充実を図っていきます。また、公園に限らず、防災広場や防災スポット等のオープンスペースの整備に併せて、「街なか花壇」の設置を検討するなど、防災性の向上とともに身近なみどりの増加に努めます。

区民が日常生活にうるおいのある環境を実感できるよう、接道部・公共施設・学校や幼稚園・民間施設・道路・鉄道等での緑化を推進し、身近なみどりを地域の隅々まで広げていきます。

都電沿線は、区の「みどりの軸」「景観軸」として更に発展させていくため、都電沿線の公園等で積極的にバラを植栽するとともに、「荒川バラの会」等の区民ボランティア団体との協働により、区の花と緑のシンボルとして更なる成長を図ります。

町会や子育て関連の施設と連携を図り、若い世代の緑花活動への参加を促し、活性化を図っていきます。



花と緑あふれるドナウ通り



街なか花壇活動の様子

国際社会や国・都の動向

国際社会の自然環境保全対策

自然の生態系を守るための生物多様性の保全については、1992（平成4）年5月に「生物多様性条約」が採択され、国際的な取組が進められており、国連生物多様性条約事務局は定期的に「地球規模生物多様性概況」を公表しています。2010（平成22）年10月に、名古屋市で開催された同条約の第10回締約国会議で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指した「戦略計画2011-2020」が掲げられました。さらに、2020年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、多くの締約国はこの達成に向けてさまざまな取組を実施しています。

国の自然環境保全対策

自然災害が多い日本は、土砂崩れを防ぐ森林の保全や海岸での砂や風の被害を防ぐ海岸林の整備等、古くから自然の生態系を積極的に防災や減災に活用してきました。2012（平成24）年9月には、愛知目標の達成に向けた国のロードマップ等を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を進めています。

2012（平成24）年4月に閣議決定した第四次環境基本計画においても、持続可能な社会を実現するためには、国民全体が森林、農地、河川、都市等の価値を保全・増大させ、将来に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築するとともに、緑の創出や保全についても推進しています。

東京都の自然環境保全対策

東京都は「東京都環境基本計画2016」の中で、今後の環境政策の方向性の一つとして、「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、「生物多様性の保全・緑の創出」、「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」に取り組んでいます。

基本目標 5 「協働・連携及び世代間の継承」

施策の方向性

環境区民による協働の推進

施策の方向性

環境情報の提供

施策の方向性

環境学習と環境教育の推進

■ 現状

あらかわエコセンター内の研修室や農園等では、区内環境団体が活動拠点として、さまざまな講座や環境学習をしています。

区内の環境NPO法人と区が連携し、あらかわエコセンターの環境情報提供コーナーの管理運営や緑のカーテン事業を実施しています。

区の主催する環境講座の修了生で構成される区内環境団体の自主的な活動を、支援しています。

区民、事業者、区（行政）が参画する「荒川区低炭素地域づくり協議会」により、地球温暖化防止対策をはじめとする各種環境問題に対する啓発事業を実施しています。

区内環境団体と協働して実施している活動の例

分類	活動	概要
環境学習	緑のカーテン普及活動	緑のカーテン講習会の開催、区有施設への緑のカーテン設置
イベント	環境イベントへの出展	「環境・清掃フェアあらかわ」や「エコフェスタ」へのブース出展による環境啓発
イベント	地球温暖化講演会	地球温暖化をはじめとする環境問題を、楽しみながら学ぶ講演会の開催
イベント	あらかわ七夕ライトダウンキャンペーン	省エネについて考えるきっかけとするため、毎年7月7日（クールアースデー）に夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかける取組の実施
イベント	スポーツGOMI(ゴミ)拾い	スポーツとして楽しみながらごみを拾うことで、街美化について考えるきっかけとする催しの開催

■ 課題

私たちを取り巻くさまざまな環境問題に対して、環境保護の取組を区が実施するだけでなく、区民自らが意識を持ち行動することが重要です。

環境区民団体の担い手や事業へ参加する区民は、固定化及び高齢化の傾向があります。区民が新たに環境活動に参加し、さらに環境活動の輪を広げるため、環境団体や区民が主体的に環境活動を行う仕組みづくりが必要です。

地域の中での環境リーダーの育成が重要となってきます。また、子どもへの環境教育での指導力の向上は、子どもの成長に大きな影響を与えます。そのための指導者育成の更なる充実が必要です。

■ 今後の方向性

区民や事業者が自主的に環境活動を行うなどの取組や、さまざまな主体が行う環境学習を広く周知することで、環境区民としての取組や環境学習を広めます。

区民が、身近なところで環境活動ができるように、環境団体や地域のさまざまな団体が行っている環境に関する活動内容について周知し、主体的に参加して活動を行うことを推進していきます。

区は、環境学習・環境教育のリーダーとして地域で活動できる人材を支援し、その活動を紹介して輪を広げることで、新たな指導者の育成を図ります。



あらかわエコフェスタの様子



「スポーツ GOMI(ゴミ) 拾い」大会

■ 現状

区報、区ホームページ、ツイッター、パンフレット等、さまざまなツールによって、環境情報の積極的な提供を行っています。

あらかわエコセンターは区の環境情報発信の拠点として、さまざまな環境啓発物品の設置や、最新の環境に関するパネル展示等を実施しています。

「環境・清掃フェアあらかわ」や「エコフェスタ」、「リサイクルフェスタ」等の催しを定期的に行い、最新の環境情報を提供しています。

区民等の優れた環境への活動やアイデアを募集し、環境区民として表彰するとともに、その内容を区報やリーフレット等で周知しています。

区の環境の状況や環境対策事業の実施状況を「荒川区の環境」として定期的に取りまとめ、公表しています。

環境イベント等参加者数（平成 28 年度実績）

催し	参加者数
環境・清掃フェアあらかわ（5月）	約 9,000 名
秋のエコフェスタ（10月）	約 600 名
春のエコフェスタ（3月）	約 400 名
環境区民大賞	まちエコ部門 5 団体 こどもエコ部門 153 名 おうちエコ部門 36 名 美化部門 3 団体

■ 課題

区民が環境に関心を持つために、環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することが重要です。

区民や事業者の行っている環境活動について、どのような取組が行われているのか、実のある取組がどのようなものかを見える形にして、区民の関心を高めることが重要です。

区ホームページやツイッターでの記事掲載、あらかわエコセンターでの展示等は、能動的に情報を取得する層への情報提供が主となっているため、「環境問題への関心が薄い層」に対して効果的な訴えかけが必要です。

■ 今後の方向性

積極的な環境情報の発信で環境区民としての意識向上を目指すため、あらかわエコセンターでは、環境情報センターとして、さらに充実して速やかな情報発信をするよう努めます。

区は環境区民の優秀な取組について表彰するなど、その活動やアイデアを従来手法に加え、区ホームページやツイッター等の新しい広報媒体でもさらに広く周知し、環境区民の取組を広めていきます。

区の環境の状況や環境保全事業の取組状況、区民等が取り組む環境保全活動について、区報、区ホームページ、ツイッター、パンフレットだけでなく、環境に関する催し等を通じて、区民や事業者へのわかりやすく積極的な情報提供に努めます。



荒川区環境区民大賞表彰式（平成28年度）

■ 現状

環境や清掃・リサイクル事業に関する区民の関心を高め、環境に配慮した行動の必要性を楽しみながら理解し、行動する契機となるイベントとして、毎年度、環境・清掃フェアを実施しています。環境・清掃フェアは毎年度数千人程度の参加があり、区民が環境問題を考えるきっかけづくりの場として定着しています。

子どもたちに環境の大切さを実感してもらう「きっかけづくり」として、小中学生向けの夏休みエコ教室や自然観察会、全校の小学4年生によるリサイクルセンター訪問による環境学習等を行っています。また、子どもから大人までを対象とした環境講座や、大人を対象とした緑のカーテン講習会等、幅広くエコな生活の普及促進や、地球環境や自然環境を取り巻く状況に目を向ける機会の創出を行っています。

自然体験活動を中心に、小学5年生及び中学1年生対象の「清里高原少年自然の家（山梨県北杜市）」移動教室、小学6年生及び中学2年生対象の「下田臨海学園（静岡県下田市）」移動教室や交流都市との農業体験、キャンプ等の自然体験交流を継続して実施し、子どもたちに自然を大切にする心や、地球温暖化等の環境問題を理解するような教育の機会を設けています。

環境学習・教育（平成29年度の例）

講座	実施回数	延べ参加者数
緑のカーテン講習会	7回	約200名
夏休みエコ教室	12回	約350名
自然観察会	2回	約40名
あらかわりサイクルセンター リサイクル工房・教室	58回	約270名
あらかわりサイクルセンター 小学校社会科見学	24校	約1,460名

あらかわりサイクルセンターは平成28年10月開所
実績数は平成29年10月1日現在

■ 課題

一人ひとりの区民が自ら環境について考え行動する機会の創出と、地域における環境学習の場を充実・拡大していくことが重要です。また、若年層をはじめとした幅広い世代や、環境問題についての問題意識が薄い層に向けて意識啓発を促す必要があります。

区は、子どもから大人までの各対象層に向けた事業を展開していますが、環境学習講座の参加者は固定化しやすいため、今まであまり参加していない年代層も参加しやすいように、現役世代や若年層が興味あるテーマを設定することが重要です。

荒川区自治総合研究所の「自然体験の有効性と荒川区における取組の現状」の研究で、身近な自然体験が子どもの健全な育成に有用であると報告が出されており、子どもたちの自然体験の機会の創出が重要です。

■ 今後の方向性

地域での活動や他自治体との交流を通して、環境区民が学びのネットワークを構築していくよう支援します。また、環境活動に参加したことがない区民や事業者の興味を引く催し等を拡充し、自主的に環境活動を行うきっかけづくりを図ります。

幼児期から児童期までの体験講座や、成人期以降の大人に向けて環境問題の意識向上を図る講座等、さまざまな年代に向けた学びの場を提供し、環境区民としての自発的な実践を促していきます。

各学校における自然環境と直接関わる体験活動を通して、自然を大切に、地球を愛する心を育成します。また、子どもたちが次世代のあらかわの環境の担い手として、10年後、20年後の環境問題の解決に向けて自分たちで考え、主体的に行動できるように、環境に関する体験と学習機会の提供に取り組みます。



夏休みエコ教室 木の実で小物作り



秋のエコフェスタ工作講座

国際社会や国・都の動向

国際社会の環境に関する横断的施策

地球上で暮らす一人ひとりが、環境問題の理解を深めることは、「持続可能な開発(将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発)」のために重要な役割を担うとされています。

2002(平成14)年12月の国連総会において、2005(平成17)年から2014(平成26)年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」とすることが決議され、最終年である2014(平成26)年11月には、愛知県名古屋市及び岡山市において、2015(平成27)年以降の国連持続可能な開発のための教育(ESD)をより強力に推進するため、「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」が開催され、国連持続可能な開発のための教育(ESD)がより普及することが期待されています。

国の環境に関する横断的施策

国は、国連持続可能な開発のための教育(ESD)を総合的かつ効果的に推進をするため、関係省庁連絡会議を設置し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画を定めました。2013(平成25)年には、第2期の教育振興基本計画に、より明確に国連持続可能な開発のための教育(ESD)の推進を位置付けています。

東京都の環境に関する横断的施策

東京都は「東京都環境基本計画2016」の中で、今後の環境政策の方向性の一つとして、「環境施策の横断的・総合的な取組」を掲げ、「多様な主体との連携」、「持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進」、「実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実」に取り組んでいます。

区の活動拠点

区では、区民と区が協働で環境活動に取り組むための施設として2009(平成21)年2月に、「あらかわエコセンター」を整備し、環境活動の区民協働の拠点として活用しています。

また、2016(平成28)年10月には「あらかわりサイクルセンター」が開設し、区内で回収した資源の中間処理を行うとともに、資源リサイクルの啓発・学習を行っています。



あらかわエコセンター

第4章

計画を推進するための仕組み

計画の推進体制・推進管理

第4章 計画を推進するための仕組み

計画の推進体制・推進管理

本計画の推進にあたっては、計画に位置付けられた施策の着実な推進を図るための推進体制を整えるとともに、区民・事業者・区（行政）が共に考え計画を実践する協働の仕組みづくりを図り、環境区民としての行動を推進していきます。

計画の推進体制図

